

第1回 岐阜県防災会議 原子力専門部会 議事録

◆ 日 時

平成 25 年 4 月 23 日 9:30～11:07

◆ 場 所

岐阜県防災交流センター 2F 研修室

◆ 出席者

<委員>

井口 哲夫 名古屋大学大学院教授（部会長）
伊藤 進 岐阜県消防長会会長・岐阜市消防本部消防長
岩佐 正行 岐阜県農業協同組合中央会常務理事（代理出席）
社本 久夫 大垣市生活環境部長兼危機管理監（代理出席）
宗宮 孝生 揖斐川町長
安田 孝志 愛知工科大学学長
山澤 弘実 名古屋大学大学院教授

<岐阜県（事務局）>

高原 剛 副知事
石原 佳洋 危機管理統括監
鍋島 寿 危機管理副統括監
大脇 哲也 原子力防災室長
川田 裕司 原子力防災室課長補佐 他

○大脇原子力防災室長

それでは、皆さんお揃いになりましたので、ただ今より、平成25年度第1回目の岐阜県防災会議原子力専門部会を始めさせていただきます。

専門部会の開会にあたりまして、副知事の高原がごあいさついたします。

○高原副知事

みなさんおはようございます。4月1日付けで副知事に就任いたしました高原でございます。よろしく申し上げます。本日は委員の皆様方には大変お忙しいところ本専門部会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様にはこれまで、震災対策検証委員会原子力分科会の専門部会という形でお集まりいただいておりますが、この3月に県の地域防災計画に新たに原子力災害対策計画を策定したことに伴いまして、組織を整理させていただきまして、今後は岐阜県防災会議の原子力専門部会という形で開催させていただきたいと思っております。引き続きご指導、ご助言賜りますよう、何卒よろしく申し上げます。

前回2月の専門部会におきましては、岐阜県地域防災計画の原子力災害対策計画、及び原子力防災訓練についてご議論いただいたところでございます。後ほど事務局より報告いたしますが、県ではいただいた意見を踏まえまして、3月18日に岐阜県地域防災計画を修正いたしております。

またその計画を踏まえまして、3月23日には原子力防災訓練を実施いたしまして、住民避難に係る意志決定の手順など、県の原子力防災体制の確認を行ったところでございます。

限られた時間の中で皆様から貴重なご意見をいただけましたこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年10月末に策定されました「原子力災害対策指針」でございますが、2月末に第1弾の改定が行われまして、専門部会でもご議論いただきましたが、このような中で、国から今月10日、指針の第2弾改定原案が公表されまして、現在パブリックコメントが行われており、5月中に改定される予定ということでございます。

さらに、同じく今月10日に「原子力施設の新規制基準」の案が示されたところでございます。

こちらは2月に基準の骨子案が示され、専門部会で議論いただいておりますが、この新規制基準の規則案等についてパブリックコメントを行ったうえで、7月にも施行される予定というふうにお伺いしております。

県としては、委員の皆様のご意見を参考にさせていただきまして、県としての考えを整理したうえで、必要な意見を提出してまいりたいと考えております。

また、指針につきましては、私どもが提出する意見などを踏まえまして、国が指針やマニュアルなどに具体的な記述をした段階で、必要に応じて県の地域防災計画の見直しを行って参りたいと考えております。

本日は、この指針の改定原案、原子力施設の新規制基準（案）について、委員の皆様のご忌憚のないご意見をいただければと思っております。何卒よろしく申し上げます。

○大脇原子力防災室長

ありがとうございました。議事に入ります前に、4月1日付で同じく危機管理副統括監の異動がございましたので、ご紹介いたします。

○鍋島副統括監

4月1日付で、危機管理副統括監を拝命しました鍋島でございます。よろしくお願いいたします。

○大脇原子力防災室長

ありがとうございました。それでは、以降の進行は部会長の井口先生にお願いいたします。

○井口部会長

それでは私の方で議事を進めてまいりたいと思います。

まずいつものように、議事に入ります前に、傍聴の方をお願いしたいと思います。傍聴の方には、事前にお配りしておりますお願い文書に記載してあることにつきまして、ご留意をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。今回原子力専門部会第1回を開催いたしますのは、今冒頭に高原副知事の方からお話がありましたように、国の原子力規制委員会で4月10日に提示されまして、同日付でパブリックコメントに付された、原子力災害対策指針（改定原案）というのがあります。これについてご意見いただきたいということで、御参集いただいております。

また同日に提示されました、原子力施設の新規制基準（案）についても、ご意見をいただければと思います。

これまで皆様には、自由な立場でご意見をいただいております。今回も忌憚のないご意見を期待しております。

本日の議事次第に、「H24年度地域防災計画（原子力災害対策）の修正等について」とありますけれども、本題に入ります前に、昨年度最後の専門部会でご議論いただきました、地域防災計画いわゆる原子力災害対策計画について、3月に修正されまして、その後私も参加いたしました原子力防災訓練が行われましたので、まずは配付してあります資料に基づきまして、事務局の方からご説明をいただきたいと思います。

<H24年度地域防災計画（原子力災害対策）の修正等について>

○大脇原子力防災室長

原子力防災室長の大脇でございます。座って説明させていただきます。

それでは、資料1の「H24年度地域防災計画（原子力災害対策）の修正等について」という資料をご覧ください。

まず背景でございますけれども、昨年6月に、原災法が改正されまして、福井県にある敦賀・美浜・もんじゅ・ふげんの4つの原発の関係周辺都道府県に、岐阜県が位置づけられました。

次に、9月に公表しました県独自の放射性物質拡散シミュレーションの結果で、風向き、降雨

など気象条件によっては 30km を超える範囲にも影響が及ぶ可能性が示されました。

それから、3つめでございますけれども、国の原子力災害対策指針ですが、この指針に基づいて地域防災計画を策定することとされておりますが、これが昨年10月に策定されました。その内容は、安定ヨウ素剤やモニタリング実施方法などは具体化されておらず、概ね 30km のUPZ 内の対策を中心とした記述にとどまっているという状況でございましたが、まずは策定したということでした。

こうしたことを受けまして、地域防災計画の「一般対策計画」の中に記載されていたものを、「原子力災害対策計画」として分冊化し記載を充実し、さらに指針に不足している内容は、可能な限り、UPZ 内、UPZ 外におけるモニタリング実施方法でありますとか、UPZ 外の対策なども県独自に記載いたしまして、3月18日に県の防災会議で修正について決定いただいたというところでございます。今後、国の指針・マニュアルなどにおいて新たに対策が具体化された場合には、必要に応じて柔軟に地域防災計画の見直しを行うこととしております。

地域防災計画の見直しにあたりましては、専門部会の委員の皆様のご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、地域防災計画の修正を踏まえまして、3月23日に、原子力防災訓練を実施して、対策の意志決定の手順など、県の原子力防災体制の確認を行ったところでございます。

続きまして2ページでございますけれども、1 地域防災計画（原子力災害対策）の修正の概要でございます。県独自に修正した部分を中心に簡単に説明させていただきます。

【第1章 総則】(1)でございますけれども、UPZは国の指針を踏まえまして、原発から概ね30キロの揖斐川町の一部の地域、具体的には、坂内川上地区・藤橋地区の一部に設定いたしました。

また、気象条件が重なれば30キロを越えて影響が現れる可能性が示された県のシミュレーション結果を踏まえまして、県独自に、UPZに準じて対策を強化する地域ということで、対策強化地域というのを定めまして、岐阜・西濃地域の市町などに設定しました。

次に【第3章 緊急事態応急対策】でございます。(8)緊急時モニタリング活動でございますけれども、3月の段階では、国の指針には、モニタリングについて具体的な内容が示されていなかったため、国が緊急時モニタリング実施計画を策定するまでの間の県独自対応を書き込みました。

具体的には、第一段階として、あらかじめ定めたルートで、県全域を速やかにモニタリングし、その結果をもとに、第二段階として、避難等の要否の境界線となる地域で重点的なモニタリングを行うこととしております。

それから、(9)屋内退避、避難等の防護活動でございますけれども、避難の判断は、国による判断を基本としておりますが、屋内退避については、放射性物質放出前でも、県独自の基準で屋内退避をすることとしております。

(10)安定ヨウ素剤の配布準備・服用指示でございます。こちら、国の指示に従いまして、配布・服用を指示するとしておりますけれども、その準備につきましては、迅速な対応をとる必要があるため、事態の推移に応じて調合開始、搬送等を実施する県独自の対応の基準を定めています。

なお、今年度は、この県の地域防災計画の修正を受けまして、市町村が行う市町村地域防災計画修正や、避難計画策定についての支援も、行ってまいりたいと考えております。

続いて3ページでございます。2 平成24年度原子力防災訓練についてですが、3月23日に、揖斐川町さんと共催で開催いたしました。

(3)の概要でございますけれども、岐阜県に最寄りの敦賀原発で事故が発生したとの想定のもと、災害対策本部運営訓練を実施しました他に、実動訓練といたしまして、緊急時モニタリング訓練、安定ヨウ素剤調合訓練、それから避難所・救護所の設置・運営訓練を実施しました。特に、4)の避難所・救護所の設置・運営訓練につきましては、UPZである揖斐川町坂内川上地区住民の方にも参加していただき行いました。

原子力防災訓練につきましては、今年度も実施することとしておりますが、内容につきましては、今後検討してまいりたいと考えています。私からは以上でございます。

○井口座長

はい、ありがとうございます。それではまず資料1につきまして、事務局の説明の中で、何かご質問等ございますでしょうか。

この資料にございますように、3月18日の防災会議を受けまして、岐阜県の原子力災害対策計画について改定がなされました。この結果に基づいて、隣接県の防災訓練としてはしっかりした訓練を3月23日に実施されております。何かご意見ございますでしょうか。

○安田委員

地域防災計画について、確認させていただいてよろしいでしょうか。地域防災計画の輸送中の事故について、半径15mとありますが、正しいのでしょうか。

○川田課長補佐

輸送中の事故の件でございますけれども、今回国の指針の見直しも、福島第一原発事故を踏まえての原子力施設の事故といったところを中心に検討されております。輸送中の事故のところにつきましては、半径15mとありますのは、かつて原子力安全委員会が策定した当時の防災指針にかかっている数字でございます。国の方も今後検討すると明言はされていないのですけれども、順番的には原子力施設、あるいはそれに呼応した形で研究開発段階炉、あるいは試験研究炉といったような形で進んでいくものだと思っております。現時点では旧原子力安全委員会の策定した防災指針に基づき、その時に色々評価されております、輸送中の事故で、輸送容器がどのように壊れるかといったようなことも想定した中で、半径15m以内といったところが想定されるということでございます。

○安田委員

分かりました。一応検討の上だと思うんです。ただ、現実に事例が起こったわけではないんですよ。今回、岐阜県でこういう検討をされているのは、福島という現実の事態があって、それを踏まえてどの範囲まで放射性物質が拡散していくかということから、範囲を設定してるわけで

すね。ですから15mの考え方というのは具体的な事例に基づいていないわけですから、根拠と信頼度をきっちり詰める必要があるとは思うんですね。原子力発電所の事故ではありませんから、それほど広くは拡がるとは思わないんですが。

○井口部会長

はい、ありがとうございます。どういうシナリオかによって決まっているかと思うのですが、実際現実には即したような検討が必要かと思えます。

他にどうでしょうか。今回岐阜県が作られた原子力災害対策編というのは、国よりも一歩踏み込んだ内容になっています。つまりまだ国の方で決まっていなかった部分についてもこれまでの岐阜県のシミュレーション計算とか、色々な議論を通じて具体化が図られているという点で、ある意味で隣接県が作った対策編としてはかなり先んじているという印象を持っております。

他にご意見どうでしょうか。いずれにせよ、原子力災害対策編につきましては、国の方が現在進行形でございますので、今日話が出るとは思いますが、指針の改定に合わせて必要に応じて見直していくという位置付けにあるものであります。事務局の方から要請がありましたら、またこの専門部会で逐次ご議論いただきたいと考えております。

揖斐川町長さん、原子力防災訓練に関してご意見等ございませんでしょうか。実際メインで参加されたと思うのですが。

○宗宮委員

3月23日に、県にご指導いただき原子力防災訓練を行いました。手さぐりと言いながら、住民は真剣に取り組んでおりましたので、その点喜んでおります。特に訓練前は、自分たちはいざとなった時にどうするべきかということが分からなかったということと、もう一点は、安定ヨウ素剤は自分の家の棚に常備薬のようにして置いてもらえるのではないかという安堵感を持っておったようですが、そうじゃないですよと、調剤をしてしっかり飲んでもらうという指導を受けましたし、スクリーニングにしても、ああした形で進めていただいておりますということで、本当に住民は安堵感という言葉は悪いのですが、不安感が少し解消できたかなという思いがございます。

それともう一点、私たち行政の面でいきますと、情報の収集というのがこれからもっとも大切になるのではないかなと思います。テレビ会議で色々な情報を出していただきまして、私もそれに出て、色々な疑問の中身をお尋ねをしたり、現況をお話したりということで、本当に初めての訓練でありましたけれども、そうした取り組みによってこれから、地域の不安感の解消に繋がるのではないかなという思いがあります。今日大垣市も来ていただいておりますけれども、西濃の地域内としてはずっと首長さん方とお話をしながら大垣でまとめていただいておりますので、これをもっともっと広げると言いますか、深めると言いますか、そういったことがこれからお願いできたらなと思いますし、私たちもそうした知識を少しでも得ていくということが大事なかなというのが、3月23日の訓練で実感をいたしました。ありがとうございました。

○井口部会長

貴重なご意見ありがとうございます。私も見学はあったんですけど、実際メンバーとして参加したのは今回が初めてでして、若干緊張は致しました。

今回は練習問題ということで、機能確認ということが主な目的ですけども、いずれこれが今宗宮委員が言われましたように、段々ネットワークができてきて、慣れてきた場合には是非またブラインドテストという、事前に試験問題を作ってそれを本番でやるというような訓練に繋がるのではと考えております。

他にご意見ございませんでしょうか。それでは議題1につきましては、昨年度の報告ということで、特にご質問コメント等ございませんでしたら、次の議題に進ませていただきたいと思います。

それでは2つ目の議題、本日のメインになるかと思っておりますけれども、「原子力災害対策指針（改定原案）」というものが国からでてきました。資料に基づきまして、事務局の方から説明いただきたいと思います。

○大脇原子力防災室長

それでは、資料2「原子力災害対策指針（改定原案）について」をご覧ください。

まず、これまでの経緯でございますけれども、(1) 策定当初の指針ということで、昨年、10月31日に指針が策定されましたが、まずは策定したということでございまして、避難・屋内退避に関する基準や、緊急時モニタリングの在り方、安定ヨウ素剤の投与に関する判断基準など重要な事項が示されておらず、今後の検討事項とされました。

それで(2)の第1弾改定が、今年の2月27日に行われまして、この段階の指針に基づいて、県の地域防災計画を修正したわけでございますけれども、この段階で避難・屋内退避に関する基準やPAZ、これは原発から概ね5キロの地域でございますけれども、PAZにおける安定ヨウ素剤事前配布の方針というのが示されました。しかし、モニタリングやUPZ以遠における安定ヨウ素剤配布の考え方などは全く示されておらず、引き続き検討事項とされておりまして、県としては、記述の具体化を求めているということでございます。

2 新たに規定された主な事項ということで、ここが今回の改定原案で新たに規定された主な事項でございます。モニタリングでございますとか、ヨウ素剤につきまして若干新たに示された部分もでございますけれども、結論から申し上げますと、まだまだ具体的な記述が不十分な状況という印象をもっております。

具体的な例でございますけれども、(1) 緊急時モニタリングの実施体制や運用方法等でございます。1点目でございますけれども、従来は、緊急時モニタリングは都道府県が行い国は支援という形でございましたけれども、これは見直されまして、国の統括の下で地方公共団体などが、連携すると書かれております。

2点目でございますけれども、事前の措置といたしまして、緊急時モニタリングセンター、これはオフサイトセンターなどに設置されて司令塔の役割を果たす機関でございますが、国がこの体制を準備して、要員・資機材の動員計画を作成するとしております。それに際しまして、地方公共団体は国等の協力を受けて緊急時モニタリング計画を定めるとされました。

3点目でございますけれども、発災後でございますが、国は緊急時モニタリング実施計画、これは現地で行われるべきモニタリングの項目や場所、実施者などを具体的に書き込んだものでございますけれども、これを策定して、緊急時モニタリングセンターで緊急時モニタリングを統括しまして、緊急時モニタリング結果の解析・評価・公表を国が一元的に実施するとされております。

その下でございます<継続検討事項>でございますが、これは、この指針改定原案の中で、今後検討すると明記された事項でございます。その1つが、今回初期段階に実施する初期モニタリングしか規定されませんでしたので、中期モニタリング及び復旧期モニタリングについては今後検討するとされております。

それからもう1点ですが、モニタリング結果から必要な防護措置を判断できるようにすることが第一でございますけれども、避難や飲食物摂取制限といった防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方を今後検討するとされております。

<その他（具体が示されていない事項）>ですが、指針改定原案の中では、継続検討するとは特に書かれておりませんが、県としてこれも早く示していただく必要があるのではないかと考えることを書き出しております。

2点ございまして、国が作成する「要員・資機材の動員計画」でありますとか、国等の協力を受け自治体が作成する「緊急時モニタリング計画」に規定すべき事項と、立地地域のみならず周辺県まで含めた緊急時モニタリングの実施方法や体制の詳細、こういったものを具体化していただく必要がある。改定原案には、具体的に何を計画に規定すべきか記載されておりませんし、自治体が具体的にどのような準備をどの程度する必要があるのかが、わからない状況にあります。

また、福島第一原発の事故を踏まえまして、従来、原発から8～10キロが防災対策重点区域でございましたけれども、それが30キロに広がりまして、飲食物の摂取制限などはさらにその外側でもモニタリングが必要ということで、そうした周辺県でのモニタリングの対応事項についても、示していただきたいと考えております。

次に、2ページでございます。（2）安定ヨウ素剤の事前配布の方法等ですが、原発から5キロ圏内のPAZにつきましても、今回、事前配布の方法が示されました。

具体的には、地方公共団体が、原則として医師による説明や副作用・アレルギーの事前調査を行い、安定ヨウ素剤の事前配布を行うとしております。

しかし、PAZ外の地域につきましても、特に新しいことは示されておられません。なお、このPAZの外と申し上げましても、あくまでもUPZ圏内のことでございまして、原発から概ね5キロから30キロの地域がPAZの外ということでございます。具体的に原発から5キロから30キロの地域に関して示された内容でございますけれども、地方公共団体は、原則、緊急時に備えて安定ヨウ素剤の備蓄を行う。ただし、緊急時に迅速な配布が困難と見込まれる地域は、PAZと同様、事前配布も可能とされましたが、これにつきましても、下の※にございますけれども、半島などPAZの区域を通らなければ避難が困難な地域でありますとか、付近に学校や公民館など安定ヨウ素剤の配布に適した公共施設がない地域など、特殊な地域が対象となっております。

緊急時の服用については、原則として、原子力規制委員会が判断を行い、その判断に基づきまして原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すとしてされております。これは従前から言わ

れていた内容となっております。

この指針改定原案の中で、今後検討するとしている〈継続検討事項〉でございますけれども、事前配布ではなく、プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤に対する投与の判断基準、これについて継続して検討していく。もう一点が屋内退避等の防護措置との併用の在り方が継続検討とされております。

指針改定原案の中では、継続検討すると明示されておりましたが、これも早期に示していただきたいと考えております。その他（具体が示されていない事項）>でございますけれども、事前配布以外の安定ヨウ素剤の配布の具体的方法、それから指針改定原案では、安定ヨウ素剤の配布・服用時に原則として医師が関与すると書いてございます。その具体的内容と、医師が関与できない場合の具体的な対応の内容についても明示していただきたい。

3つ目でございますけれども、安定ヨウ素剤の予防服用により副作用が発生した場合の被害救済のしくみについても明らかにしていただく必要があるとしております。

次に3 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題とされている事項でございますけれども、この改定原案の最後のところに、原子力規制委員会で検討を行うべき課題としてまとめられてございます。その中で、岐阜県が関係する部分だけ抜き出して書いてございますけれども、（1）原子力災害事前対策の在り方ということで、一つ目の点が、IAEAが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からのOIL、これはモニタリング結果などから判断できる計測可能な避難等の判断基準でございますけれども、その算出でございます。これは本来、防護措置に応じた包括的な判断基準、例えば1年間で20ミリシーベルトになれば1か月の間に避難しなさいと、そういった判断基準がまずあって、それを定めたうえで、その基準に基づいたOIL、モニタリングで計測できる1時間で20マイクロシーベルトといった値を算出するべきであります。わが国独自のOILの導出過程を構築するには膨大な作業が必要となるということで、現在の指針にあるOILは、福島第一原発の事故後の経験・教訓から導き出すという手法が採用されています。そのため、IAEA等の国際機関の動向もみながら、そのOILの出し方というのを検討する必要が今後あるのではないかと書いてございます。

そのほかに、OILの初期設定値の変更の在り方、これは、時間の経過とともに放射線量は低下していきませんが、その時間の経過に合わせたOILの数値の取り方、それから、放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方、こうしたことも検討課題とされております。

それから2つ目の点でございますけれども、プルームの影響により、30キロを超えて甲状腺被ばくを避けるための防護措置が必要となる地域、PPAと書いてございますけれども、その導入が検討課題とされております。

3ページに移りまして、（2）緊急時モニタリングの在り方と（3）緊急被ばく医療の在り方につきましては、再掲でございます。先ほど申し上げた通りでございます。

（4）地域住民との情報共有等の在り方でございますけれども、透明性を確保し適切な防災対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定が検討課題とされております。

4を飛ばしまして5ですが、指針改定原案の中で、今後、原子力規制委員会で検討を行うとさ

れてはおりませんけれども、これまでの当専門部会で議論した項目等に関連しまして、先ほど申し上げました、モニタリングやヨウ素剤関係以外で、今回の改定原案で具体的にまだ示されていない項目で、今後これについても、早期に示していただきたいと考えている事項でございます。

(1) UPZの外の地域における防災対策ということで、UPZの外の地域における防災対策の具体的な内容、これにつきましては今まで県から意見を申し上げまして、国の方もその必要性を認めているものの、今後検討ということのみで、具体的なものが示されていないということで、二つ目以降の点になりますけれども、その検討に当たり、地方自治体の意見をどのように汲み取るのかも含めた検討体制と検討スケジュール、それから地方自治体が講ずるUPZの外の地域に対する原子力防災対策に関する財源措置、こういったものを示すよう求めているところでございます。

(2) PPAに関する検討スケジュールでございますけれども、PPAの検討に当たりまして、地方自治体の意見をどのように汲み取るのかも含めた検討体制とスケジュールを示していただきたいと。

次に(3) SPEEDIの積極的活用でございますけれども、SPEEDIにつきましては、指針では参考情報として活用するとされておりますが、避難などにより積極的に活用できるようにその予測精度の向上が必要ではないかのご意見いただいております。

それから、(4) 避難対策関係でございます、県境をまたぐ広域避難につきましては、国の役割、対策の具体的な内容を示していただきたい。

(5) 被ばく医療関係でございますけれども、放射能の影響レベルを考慮した、地域ごと、PAZ、UPZ、UPZ外、そういった距離に応じた必要な緊急被ばく医療体制の整備水準並びに講ずべき対策を示していただきたい。

(6) 除染関係でございますけれども、現行の指針・マニュアルにはほとんど記載がございません。そういうことで、有効な除染手法の早期確立と、指針や地方自治体向けマニュアルへの除染に関する具体的事項の記載ということを挙げております。

4に戻りまして、原子力災害対策指針の改定スケジュールでございますけれども、パブコメが4月10日から5月9日まで行われております。それを受けまして、5月中に原子力規制委員会において改定案が決定されるということでございます。

私からは以上でございます。

○井口部会長

ありがとうございました。それでは、只今の資料2の説明につきまして、まず記載事項についてご質問ございますでしょうか。

私から勉強不足で申し訳ないのですが、2ページ目の3の(1)で、OILの考え方でIAEAの考えを取り入れるとある次に、基本的にはOILは放射線安全をベースにすると私は思っていたのですが、ここの中に放射線以外の人体への影響というのが入っているのは何を想定されているのでしょうか。情報がありませんでしたら教えてください。

○川田課長補佐

放射線以外の人体への影響ということについて、実際定かではないのですが、外部被ばく線量の影響といった観点、それだけじゃなく内部被ばくの観点も組み合わせたという意味ではないのかなと捉えているのですが、ただ内部被ばくであってもやっぱり放射線の影響ですので、私どももさらに情報収集してまいりたいと思っております。

○井口部会長

はい、ありがとうございます。山澤先生何かありませんかね。記述的におかしいと私は感じるんですけども。

○山澤委員

私も把握はしていませんけれども、放射線の影響を避けるという主旨で行うわけですが、その対策をとることによって何らかのデメリットが生じる可能性がある。そういったことを踏まえて総合的に判断するという文章なのかなと見ていましたけれども。

○井口部会長

他に何かご質問等ございませんでしょうか。これについては、指針の改定案の意見公募中ということで、資料にありますように5月9日が締め切りになっているということでもあります。

実は先日、規制庁の別の委員会の時に、防災関係の担当の方と少し立ち話をした時に、私も指針案を事前に読みまして、今ご説明にあったように非常にアバウトであるというか、かなり具体性を欠いているということを申し上げると、それについては規制庁も理解されているとのことです。今回の主旨というのは、大枠決めということでこのパブコメについても、指針としてこういう大枠としてよろしいですかということを期待しているようです。

実際の具体的なものについては、この後マニュアルとかガイドラインという形で、具体化案を作っていく予定とのことでした。これはインフォーマルな回答と思えますけれども、そういう答えをいただきました。

したがって、岐阜県が出される具体案については、指針の中に反映されるというよりは、将来作られるガイドラインの中に反映されるということで、是非そういう意見がある場合には、どんどん出していただきたいというコメントをいただいております。

これも実際には非公式な回答かと思えますけれども、改定については2、3年かけてということをおっしゃっていたので、かなりゆっくりやられるという、そういうニュアンスを発言されたので、スケジュール感については岐阜県さんの方から確認していただくといいのではないかと、私自身は思っております。

そういう背景を踏まえまして、今ご説明いただきました内容で特に付け加えるべき、将来具体的な岐阜県としての対応を考えると、抜けているようなことはないかという点についてご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

○安田委員

モニタリングの部分は、かなり記載が充実したなという点で非常に評価しております。先ほど

揖斐川町長も言われましたように、放射線量というのは目に見えないのですよね。それに対してどのように避難するのか。避難を効果的に行うためには、放射線量の見える化が必要だと思います。この指針でも5ページには、「緊急時モニタリングでは時間的、空間的に連続した放射線状況の把握を目指す」と一応書いてあるんですね。これはまさに岐阜県が求めているものであって、しかしこれを県レベルでは難しいと思っておりますので、前から言ってますように国がSPEEDIを活用し、気象庁とか色々な省庁と連携して、基本的な放射線情報を出し、それを基にこんどは地域レベルで、その地域特性を活かしてリアルタイムで対応していくという必要があると思います。ここのところは書いてあるのですが、その先は具体性がないんですね。先ほど部会長の説明でこれはアバウトのものだからということで、今後に期待するという事なんですね。

○井口部会長

これは大枠を決めるものであって、具体化についてはマニュアルあるいはガイドラインできっちり書きますということをおっしゃられました。

○安田委員

なるほど、ここに書いてあるということは、そういう方向を目指すということで理解していいわけですね。

○井口部会長

逆に言うと、今回示されている指針について、こういう枠で今後具体化していいですかということを考えていると推察します。ただこれから議論することについては、ある意味では国も十分に把握しているわけではないので、岐阜県あるいは地方自治体としてのニーズ、考え方などについて伝えるのは重要と思いますけれども。

○山澤委員

この案というのは大枠を決めるということなんですけれども、今安田先生がおっしゃったように、どういうモニタリングで、目指すべきものは何なのかという点について少し書いてあることは確かに評価できるんですけども、私はこんな時期に、こんな中身のものを何故出してきたのか非常に疑問に思っております。先ほどから岐阜県さんの方からおっしゃっているように、具体的な中身があまり分からないという形で出てきていると。これで全体を見た時に少しおかしいなと思ったところは、地方公共団体に対しては計画立てなさいとうふうに書いてあるんですけども、国については、緊急時は急いで計画立てますという書き方に見えるんです。そこは順番逆じゃないかと。国の方として大枠としてどういう計画、あるいはその計画の中でとりうるオプションがこういうものがありますよ、というのを並べておいて、その中から具体的に状況に合わせて取捨選択あるいは追加するというのがないと、国が統括すると書いてありますので、その下で動く地方公共団体であったり、あるいは事業者であったりがどういう準備をして、どのような動きを想定して準備したらいいのかというのが、この段階ではまだまだ見えない状況なんですね。そうでありながら、準備をしておきなさい、計画を立てなさいという構図に見えるので、大枠

の作り方としてはちょっと国がサボっているんだろうと思います。

たくさん言いたいことはあるんですけども、モニタリングの結果について国が総合的にまとめて、解析評価、それからこれを公表すると、その責任は国にあるんですよと、確かに書いてあるんですね。覚悟を示すという意味では非常に結構だと思うんですけども、じゃあその具体的にどういう方法で、どういう観点で評価するのか、誰に向かってどういうことを公表するのかという具体的な中身がやっぱりないわけです。これは今回の福島事故で国が失敗した一番大きなところだと思うんです。住民あるいは国民に対してどういう情報を出すべきであったのかということが、本当にこの部分で反省した形で、その反省を踏まえた計画としてこの中に含まれていなければならない事項だと思うんですけども、何ら具体的に示されていない。そういう点で、やっぱり何にも考えていないのかなど。こんなもので、改定だと言われても全く改定になっていなくて、当然国の指針として、言うべきことはこの中に段々現れては来ているんだけど、まだまだ足りない状況であろうということで、本当にやる気はあるのかどうか分かりません。能力はあるんだろうかという点については非常に疑問に思っているところでもあります。とりあえず外枠だけの意見ですけども。

○井口部会長

ありがとうございます。非常に厳しいご意見ということでありますけれども。いかがでしょうか、他の委員の皆様何かご意見ありますでしょうか。今の意見は、国が具体的に統括するというのを打ち出してきたのだけれども、県や関係の地方公共団体に具体案を出せということをおきながら、その前に自分たちは何もやっていない。それは国の方の怠慢ではないかというご指摘と、前々からこの専門部会で指摘していた国の方の人員体制ですね。実際に文言では、統括して解析しますよと言っているんですけども、これはマニュアルに書いていなければできなくて、そういう人員とか体制があって初めて実効性があるということだと思うんですけども、それが見えていない。そういう所をまず国が示すべきではないかということですよ。

○安田委員

日本のエネルギー基本計画自体がはっきり定まっていませんし、原発自体に対する方針も定まっていんですが、岐阜県においてはこれだけの対策を考えている訳です。工業国として電力の確保のために原発が現状においてやむを得ないというものであるけれども、事故が起これば非常に危険度の高いものですから、万が一の場合に備えてこういう対策をしましょうということでやってくるわけですから、国がやはり原子力発電所に対しては基本的な責任を持つと明確にすべきで、そのことは今回の福島ではっきりしたわけです。企業にとって原発を動かす方が利益が上がるのかそんな次元じゃなくて、また人やお金が足りないとかそういうことではなくて、そういう理屈を言うのなら日本でもう原発は無理なんだということになってしまいます。今山澤先生も言われましたけれども、私も奇異に感じたのは、県の組織では气象台から全部入っているんですね。だけど岐阜气象台では、空間的・時間的に連続して放射線量が刻々と見える形、可視化をしてどこで放射線量が高くなっているのか、そういう情報を独自に出せる体制になっていないんですよ。これをやれるのは気象庁であって、もちろん気象庁だけでは不十分ですから、国の方で各機関と

連携して標準的なモデルを開発し、それとモニタリングを合わせて予測情報を出し、それを基に地方ごとの対応をしてくださいということで動いていくと思うんですね。その大元において具体性を欠いているということを私も強く思いました。

○井口部会長

ありがとうございます。確かに日本のエネルギー問題を考えた場合には、そういう人材や予算のことを考えてはいけなくて、安全、防災を最優先すべきだということで、国が責任を持ってそういう連携体制を構築していく姿勢を示さないといけないという指摘かと思います。

他にご意見等ございませんでしょうか。今の意見はモニタリングについてですが、後ろの方の安定ヨウ素剤とか、或いはその事前対策等について何かご意見ございませんでしょうか。岐阜県としてあるいは地方自治体として言った方がよろしいかと思うこと、国の方にコメント、要望を出すべき事項はございませんでしょうか。

○山澤委員

要望かあるいは質問かもしれませんが、先ほどのモニタリング結果の評価・公表等、それから安定ヨウ素剤についての判断について、県が独自に行う裁量という観点で見たら、今回の指針の改定の原案というのほどまで県独自にやれて、ここから先は国の指示を待たざるを得ないという切り分け、この中で大分変わった所はあるのでしょうか。

○大脇原子力防災室長

基本的に原則という言葉があつて曖昧、変わってないと思います。

○山澤委員

ということは多分要望になるのかどうなるか分かりませんが、その責任範囲を明確にしないと、いざ起こった時に動きようがなくなってしまうと、お互いに睨み合ってしまうという状況が生じかねないということが、懸念される場所だと思います。この場合、精神として今回の改定原案として国がいろんなところで責任は取りますよという姿勢は見えるんですね。けれども、どうやって責任取るのかと、どこまで責任取るのかということが不明確であつて、本来住民に対する防災の責任というはやっぱり、地方公共団体が一番の責任を持っているということになろうかと思しますので、その辺の責任の切り分け方がちょっと不明確かなという気がしております。安定ヨウ素剤もそうなんですけれども、モニタリング結果についてそれをどう住民に説明するのか、それに基づいてどう判断するのかということについて、もう少し具体性が見えるような形、井口先生の話だとこれからそうなることだろうとは思いますが、できるだけ早く形が見えるようにしていただきたいというのが要望になるのかなという気がします。

○井口部会長

ありがとうございます。マニュアルの具体化に伴って、その前に指針の方では是非書いておくべきことというのは、先ほどありました国の責任に対しての具体化については指針に書いておくべ

きではないか、あるいは今の話ですと役割分担ですね。国が責任を持つと言っておきながら連携をとる場合に、地方自治体にどこまでやっていただくことを期待するかという、その辺については全く記載されていないので、そういうことはマニュアルに書くものではなくて指針の中に反映されてしかるべきかというふうに私も思います。

他にご意見等ございませんでしょうか。あるいは3ページの部分は、これまでの専門部会の方でご議論いただいた内容で、国の指針に載っていないといいますか、これから議論していただきたいということがざっと掲げてありますけれども、これ以外に今回付け加えることはありますでしょうか。5番については、パブコメで返すものなんですよ。これに付け加えることはございませんでしょうか。

○安田委員

国に対する要望ですよ。3番のところ、何が必要かというところ、放射線量が時間的・空間的にどういうふうに変化していくかを計算できたら可視化できるという情報が望ましいですね。それは今直ちにできるものではないと思うんですけども、そういう手法の開発をやはり国が行うと明確にすべきですね。そして、本来ならば情報を国の方が各自治体に提供して、それを基にさらに細かな地域ごとの情報にブレイクダウンしていくといったようなことが望ましいと思うんですね。ですから、積極的活用ということじゃなくて、どういう情報が必要なのかを明らかにし、そういう情報を提供できるようにSPEED Iを一つの手段として活用することです。もちろんモニタリングも含めてですね。

○井口部会長

ありがとうございます。これについてはどうでしょうか。国が責任を持ってできるかということですよ。これは先ほど山澤先生のご意見にあったように、人材とか能力の問題があって、私が言いたいことはそういう部分も整備しないと、今安田先生がおっしゃられたような国が責任を持って各地方自治体に情報提供をする時に信頼性ある結果を出せないのではないかと思います。

○安田委員

国にはいろんな原子力関係の研究機関もありますが、それらが社会の求めに対応していないということはですね、それらの研究所の研究テーマ自体を再度見直す必要があるわけです。国というのは、各地方にそれを担える人がいれば、そういう人に協力してもらえるような手配ができるわけですから。国が出来ないと言ったら、それは地方ではどうにもできませんよ。地方は協力する立場ですよ、特に岐阜県の場合は。

○井口部会長

ありがとうございます。何か山澤先生ございませんか、この分野の研究者として。

○山澤委員

SPEED Iあるいはモニタリングについてはですけども、モニタリングについては今のとこ

ろ線量率を測るという位置づけで扱われますけれども、潜在的には色々な情報を持っている可能性があるんですね。例えばどんな核種が飛んでいるか、あるいは濃度まで戻れる可能性も十分ありますので、そういった観点でモニタリングの高度利用であるとか、SPEEDIの組み合わせで安田先生が要求されているような時間的・空間的な分布として把握できるような情報を提供するという、これは研究レベルでは今やっております。特に私の研究室でも福島事故を受けてやっているとあるんですけども、それがすぐ使えるかという点とまだまだ研究段階であるというのが第一点です。じゃあそれが大々的にそういう必要性があつて、国として大きくやろうかという形になっているかという点、どうも歪な格好でしか進んでいないという気はしております。本当に実際に使える形になるのかどうか、今後うまくいかないとなかなか実用化まではいかないのかなという気がしております。我々のところがやっているのは、ゲリラ的というんですかね、人海戦術で少しずつやっているということでございます。

SPEEDIについて言いますと、予測精度の向上と書いてありますけれども、これも当然必要なんですけれども、取り立ててこれだけということでもないかなと思います。安田先生のご指摘のようにモニタリングとの総合化によって、防災に本当に必要な情報を提供するような使い方を考えてかつ整備していただきたいというのがいいのかなと思います。

○井口部会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか、安田先生そういう状況だということですか。

○安田委員

実際の対策は非常に難しいとは思いますが、先ほどの安定ヨウ素剤をどこでどう備蓄する事故発生時に、どこにどう動かしていくかというのは、結局放射線量に対応するわけですね。ですから放射線量の分析を把握できないと、有効には動かないわけですね。ですから非常によく作られているとは思いますが、県の地域防災計画もどちらかという点で定形的ですよね。実際は時々刻々と色々なものが変化していく、それに対応して最適化をしていく必要がありますから、そのために山澤先生のところでやっているような手法を、少しでも早く実用に供せるようになれば、非常に効果的な対策になっていくだろうと思いますので、是非そういうことになっていくように期待しております。

○井口部会長

ありがとうございます。他にご意見ございませんでしょうか。

最後にですね、この原子力災害対策指針の岐阜県としてのコメントとしては、今議論がありました5番のこれまでの部会で議論してきたもののプラス、今回新たに示された事項のうちの検討事項、これは国が問題意識を持っているものですよね。その他の部分が今回岐阜県として足りないと思っらっしゃるというふうには理解してよろしいでしょうか。なので、実際にパブコメで返すというものは、緊急時モニタリングの実施体制・運用方法については、その他に書いてある2点とか、あるいは安定ヨウ素剤につきましては、同じようにその他、具体が示されていない事項の3つ、これを加えてパブコメを出すと考えてよろしいでしょうか。

○大脇原子力防災室長

既に検討されているものについては、スケジュール感が示されておりませんので早くということもあろうかと思えますけれども。

○井口部会長

それに付け加えまして、今回いただいたご意見ということで、安田先生と山澤先生にいただきましたけれども、まずはそういう放射線量の時間的・空間的变化を可視化するような技術開発を国が主導で行うべきだということがありました。この中に人材育成も含めて行うべきで、それを持って逆に国の方から各地方自治体に情報提供をするような方向性が望ましいというご意見がございました。

それから山澤先生の方は、1番の問題に関係しておりますけれども、国が主導するという点については今回評価できるんですけども、いわば連携体制の具体的な内容、あるいは国と地方自治体との役割分担等が明確になっていない。そういうものについては、指針等を書くべきではないかと、そういうことだったかと思えます。

もう一点ということでは、もっと国が気合いを入れてというか、責任を持ってこういう全体の原子力防災について人材・予算の配分等について、最優先でやる気を示してくださいということでしょうか。そういうご意見があったかと思えます。

それ以外にいかがでしょうか。例えば3番(4)で地域住民の方との情報共有との在り方というのがあがっているんですけども、この点についてはいかがでしょうか。実際に大垣市の方あるいは揖斐川町で一般住民の方と色々コミュニケーションをとられていて、何か国の方に要望すべきことはございませんでしょうか。

○社本代理

大垣市の社本でございます。今日は代理で出席させていただいております。今、部会長さんの方から地域住民とのというお話ですが、こういった原子力防災対策自身が今までお話をさせていただいているように、具体性の部分で見えない部分がまだまだ多いので、先ほど揖斐川町長さんが言われた不安感というものが、どうしても先行してしまうということでございますので、安心感が持てる形、やはり一番は情報提供を国の方が責任を持って出していただく。それから先ほど各先生からお話があった様に、やはり的確な、もし災害が起きた時にも時間経過とともに正確な情報が入れば、それに対する対応というものもやりやすいと言いますか、できるのではないかなと思いますので、まず事前の情報が十分に正確に、防災面も含めてできるような仕組みをやはり作っていただくというのが、国の方でお願いしたいということになるかと思えますので、よろしくお願いいたします。

○井口部会長

先ほど防災訓練等もある意味では情報共有と言いますか、実際実体験を通して情報共有できるということで、国が指導していただくことなどをコメントとしてあげてもいいかなと思います。

4番の非常に有効な方法論としては、隣接県として実効性のある防災訓練をやる、それについて国が支援するようなことをお願いしたいということがあってもよろしいかと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではですね、今いただきましたご意見を付け加えて、県の方でパブコメをまとめていただいて、国の方に投げさせていただくということをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは3つめの議題に入りたいと思います。3つめの議題といたしましては、原子力施設の新規制基準（案）ということについてですけれども、これについて配付いただいた資料のご説明をお願いしたいと思います。

○大脇原子力防災室長

それでは、資料3「原子力施設の新規制基準（案）について」をご覧ください。

1番でございますけれども、従来の原子力施設の規制基準と見直しの方向性ということで、従来の規制基準は、立地段階、設計段階、運転段階の技術基準の総称ですけれども、そのうち（1）の立地段階、設計段階の技術基準は、従来は原子力安全委員会がとりまとめた指針、手引きということで法的拘束力はないというものでした。

（2）の運転段階につきましては、原子炉等規制法に技術基準の規定があって、これは法的拘束力があったのでございますけれども、その中でシビアアクシデント対策についての規定がございませんでして、事業者の自主的な取り組みとされておりました。

それが、今年7月の改正原子炉等規制法施行後どうなるかということでございますけれども、四角の中にございます、曖昧だった規制基準を2つに区分して整理するというので、1つは委員会規則として公布・施行して法的拘束力があるというものと、あと委員会規則の解釈として、委員会の内規として位置づけるものとに整理いたします。そして、シビアアクシデント対策を新設いたしまして、その他の事項も大幅に強化すると。その上でまたバックフィット制度適用ということでございますけれども、既存原発に対して、最新の安全対策を遡及適用することということとなります。

2番のところ、新たに要求される主な対策ということで、これは具体的な新規制基準の内容になるわけでございますけれども、実際は資料としては何千ページという膨大な量となりますので、ここではポイントを簡潔にまとめさせていただいております。

この（2）の中で、県要望関連というものが付記してあるものがございまして、それにつきましては2ページの方に県が今までに国の方に要望したこと、6月と11月に2回要望しておりますけれども、その内容に関連しまして、新規制基準に反映されているものということで、概ね県の要望については反映されているというようになっているかと思っております。

1ページ戻っていただきまして、2の（1）の地震・津波対策の強化に関連する部分でございますけれども、1つめのポツで、既往最大を上回るレベルの津波を「基準津波」として策定させると。そして、その基準津波に対応し、さらに耐震性を備えた防潮堤、防波堤を設置すると。それから、地震の関係になりますけれども、後期更新世、約12～13万年前の地形面又は地層が欠如する場合、これは今でも12～13万年前以降に活動したものについては活断層というふうに言っておりますけれども、その地層が欠如するなど、必要な場合は約40万年前まで遡って活動性

を評価しますよと。それに、起震車を用いて地下構造の調査を下さい、というのが加わっております。安全上重要な建物・構築物等は、活断層直上への設置を禁止と、これは従来からありますけれども、それが指針・手引きの類から法令化された、ということでございます。

それから(2)の設計基準の強化でございますけれども、考慮すべき自然事象として、原発の160キロ圏内で過去1万年以内に活動又はその恐れがある火山、竜巻、外部火災、こういったものを考慮すべき自然現象として追加しました。それから火災防護対策の強化ということで、ケーブルを難燃性ケーブル、又はそれと同等の性能を有するケーブルを使用下さいということになりました。古い原発などについては、これが難燃性でない場合があるというふうに聞いています。それから、安全上重要な配管の多重化ということ、それから、外部電源を2回線独立させたものに下さいということ、異なる変電所から接続、それから異なる鉄塔に架線するというふうになっております。それから、非常用ディーゼル発電機燃料タンクの耐震性確保ということで、発電機の燃料タンクについても耐震化下さいと。それから※印でございますけれども、所内直流電源、これはバッテリーでございますが、3系統目を設置下さいと。ただ、これについては5年間の猶予期間が認められていると。この5年間の猶予でございますけれども、2ページ目以降も5年間猶予が出て参りますが、シビアアクシデント対策でございますとか、テロ対策の中で信頼性向上のためのバックアップ対策につきましては、施行後5年までの実現を求めるということに規制委員会の方では整理しております。それぞれの機能に関して7月の新規制基準の施行段階で備えがなされているんだけど、それにさらに要求すると、そういう整理と聞いております。

2ページに参りまして、(3)のシビアアクシデント対策でございます。地震・津波の影響を受けず放射線遮蔽能力の高い「緊急時対策所」を確保下さいと。具体的には、耐震性であるとか、放射線遮蔽機能でございますけれども、これを満たせば、独立した建屋、いわゆる免震事務棟の設置までは求めないとされております。それから代替電源設備、電源車やバッテリーでございますけれども、これらの配備と増強、それから次にフィルタ付きベントの設置、(BWR)とありまして、※印でPWRは5年間猶予となっております。BWRというのは沸騰水型軽水炉でございます、福島第一と同じタイプですが、近県では関電以外はこのBWRでございます。PWRというのは加圧水型軽水炉で、BWRと比べましても格納容器が大きく、圧力が上昇しにくくて、さらに格納容器を減圧する別の仕組みも備えているということで、5年間の猶予となっていると聞いています。それから次に、水素爆発を防ぐ、水素濃度制御又は排出設備、水素濃度監視設備の設置、それから、ポンプ車、耐圧ホースの配備などの熔融炉心の冷却対策、それから特定安全施設(第2制御室)の設置と、これは5年間猶予が付いておりますが、これにつきましては事故の際に、中央制御室の代替として機能して、100メートル離れた場所で、原子炉への注水やベントの遠隔操作ができるような機能、そういったものが第2制御室と言われております。それから最後のポツですけれども、シビアアクシデント対策に係る手順書の整備、訓練の実施ということで、新たに要求するシビアアクシデント対策につきましては、施設や機材の備えだけでなく、それらを使用して事故の進展を有効に防止するための事業者の運用体制、教育訓練も重要ということで、こういった項目を挙げております。

それから3番の運転期間の制限でございますけれども、運転期間は原則40年とされまして、ただ、条件を満たせば最長20年間運転を継続できる例外規定もございます。延長する場合につ

きましては、新基準を満たした上で、さらに原子炉圧力容器などの詳細な「特別点検」を実施するとされております。特別点検の内容でございますけれども、原子炉圧力容器や原子炉建屋などのコンクリートを対象としまして、鋼材の劣化状況を超音波探査で調査する、コンクリートの強度を確認するというところでございます。事業者が運転延長を希望する場合は、40年に達する1年3ヶ月前から1年前までに申請して、規制委が審査すると。ただ、今回の新基準施行時におきまして37年超の原子炉は、運転延長を希望する場合には、施行後2年後までに申請するというふうにされております。

4番の新規制基準の公布・施行スケジュールでございますけれども、パブコメを今やっております、5月10日までとなっております。そして公布が6月中旬から7月上旬で、施行が7月中旬予定でございますけれども、7月18日までに施行されるということでございます。

3ページでございますけれども、新基準骨子案というのが1回、2月に出ておりまして、その時専門部会でもご議論いただきまして、その専門部会でいただいた主なご意見がここに書いてございます。

それから4ページは参考でございますけれども、岐阜県周辺の原発の主な安全対策の実施状況を、一覧にしております。

私からは以上でございます。

○井口部会長

はい、ありがとうございました。それではこの資料3につきまして、まずは記載事項で何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

この新規制基準につきましても、資料にございますようにパブコメの段階になってございまして、10日までにコメントを返すことになっております。その内容を反映して、7月中旬位から実際に公布施行されるという段取りになっているということでございます。なかなか技術的なことについて県から物申すと言うことは難しいかと思うんですけれども、いくつかの要望関連のものが挙がっております。これ以外について何か付け加えるべきことがございますでしょうか。あるいはもう少し具体化した方が良いとか、そういう何かご意見等がありましたらお願いしたいと思っております。

いかがでしょうか。

○社本代理

すみません。質問なんです、よろしくお願ひします。

運転期間原則40年の、新基準を満たした場合は特別点検を実施して、そこから何年認められるのでしょうか。

○大脇原子力防災室長

最長20年が1回です。

○井口部会長

よろしいでしょうか。他に何かございますでしょうか。

今回の挙がっている項目を見ると、いわゆるハードウェアをたくさん付けて安全を増すという発想なんですけれども、基本的にはハードウェアを付けると人為的ミスが生じることもあるので、マネジメントの強化というようなことについては特に触れていないのでしょうか。

先ほど人材育成ということも出ておりましたけれども、マネジメントに関しても重要な項目だと思いますので、少しそういう点も明確にするべきと言いますか、あらわに項目として挙げていただきたいということがあると思いますけれども、いかがでしょうか。

ご意見ございますでしょうか、この件について。

ひょっとしたらマネジメントに関しても触れてある可能性があるんですけども、少なくとも今回の資料を見る限りはそういうことがあらわに出てないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○大脇原子力防災室長

手順書の整備と訓練の実施と言うところが、強いて言うならばその部分になるかと思います。

○井口部会長

それについては、例えば新たに作るようなハードウェアがたくさんありますね。そういうものについても配慮されていると思ってよろしいんですか。

若干気になるのは、従来よりもたくさん色々な装備を付けることで、正に重装備になる訳ですけども、それをちゃんと本来の機能が発揮できるように、人間あるいは制御室がコントロールできるようになっているのか、そういう確認はどうなっているのかというところを懸念いたします。

○大脇原子力防災室長

マネジメントといったものは項目としては、無いです。

○井口部会長

そうであるなら、そういうマネジメントというキーワードで今回の新規制基準の中にあらわに見えるようにして、どこがそれに対応しているかが分かるようにしていただけるとよいと思います。

他にいかがでしょうか。

例えば、規制庁に参りますと、時々、5年間猶予はけしからんというご意見が出ておるようですけども、岐阜県としてはその点については何かコメントはございますでしょうか。これは先ほど申し上げましたように、BWR はもちろん、例えばフィルタ付ベントについては付けないといけないというのは理解できるんですけども、PWR については若干構造が違うということで、5年間位は猶予にしましょうというふうになっておりますけれども、この点については何かご意見ございますでしょうか。

また、それから運転期間40年の制限、私としては今回の新規制基準案はリーズナブルだと思っておりますけれども、本来は40年で止める、廃炉にするというのが元々の案だったところを、

審査といたしますか、検査によって健全性が確認できれば、最長20年、これは1年ごとに確認をたぶんやるんだらうと思いますけれども、車の言わば車検を超えた時に車検の回数を増やして、安全性を見ながら乗っていくという、そういう発想で今回の場合には提示されております。そういう考え方について、一般住民の方、岐阜県の県民の方の安心という観点からどのように考えるかというご意見ですけれども、いかがでしょうか、特にご意見ございませんでしょうか。

技術的にはいくらでも説明できるんですけれども、安心という色んな広いスペクトルで安心感を評価する時に、そういう5年間も猶予して大丈夫かとかですね、本来40年で廃炉にするとおきながら、そこでまた20年間延長すると言った発想が大丈夫かという懸念は何となく分かる気がするんですけれども、それについて、例えばもう少し説明責任がいるとかですね、そういうことを、言わば県民の立場として申し上げる必要はないでしょうか、ということですね。これは我々というよりは、どちらかと言うと行政で一般住民の方と普段色々ご意見を交わされている立場として、何か意見を述べても特に問題はないかというふうに私は考えますけれども。

○安田委員

井口先生が言われたのと少し重なるんですけれども、モニターとか避難が必要になる事態を起こさないということが原発の場合の大原則で、そういうことからすると、安全度を上げていくというのが必須要件と言わざるを得ない。今まで申し上げていることなんです、福島第二と女川との比較検証が十分行われてないんですね。そういう状態で、ここで挙げているのは例えば津波の防波堤を高くしますとか、個別の対応なんですね。実際の被災過程というのは色んなものが複合して動いているわけですし、そうすると色々な事象を統合的に捉えられるような技術者とか、現場管理者が必要になってくるだろうと思います。そして、今、井口先生が言われたように、色々なものが、ハードが増えてくると当然複雑になって、それらが相互に色々影響し合ってますね、そしてちょっと小さなところからトラブルが他に波及していくということもあり得る訳です。この超音波探査の情報なども、原子炉の強度評価、さらに地震に対する安全度診断などの対策に活用されないといかんと思います。その探査の調査はいったいどこがやられてですね、その情報はどこに伝わって行き、そして原発の総合的な管理マネジメントになっていくのか、そのあたりがこの説明では不明なんですね。こうした調査を単に電力会社に任せておけばいいという問題ではもう完全になくなっていますから、それに代わる責任ある体制をどう作っていくかということが非常に重要であると思います。それはここからでは読み取れない。

○井口部会長

はい、ありがとうございます。それは第三者的な立場で、言わば監査ではないですけれども、実際に事業者がやっていることを見るような、監視するような組織があるべきではないかということでしょうか。

○安田委員

そうですが、非常に難しいのは、福島の第二原発でも、全体像が分かる人が欠けていたわけですね。ですから第三者で、原発の現場から離れてしまうと、現場の細かなことを全部把握しきれ

ないということになるわけで、現場に密着する必要はあるんですが、第三者として電力会社の立場から離れて国という観点から対応しなければならない。ですから第三者でありながら現場が分かった上で全体像が分かり、全体をコントロールできる体制も併せて作らないと、個別々々には、なるほど安全度が上がりましたと言うんですけれども、本当にこういう災害を防止できるのかということにはなっていないだろうと思います。

○井口部会長

ありがとうございます。従来は保安院さんとか、あるいは JNES という技術的知見を持っている方が現場に詰めて、そういう監視をしていたような体制を一応作ってあったんですけども、それが機能しなかったということですね。ただ、安田先生がおっしゃるような、そういう組織はあるんじゃないかというコメントがないですね。だから国が責任をもってそういう現場を監視するような体制については、従来の体制ではいけないんだけど、心機一転、新しいそういう監視体制があることが望ましいと、そうコメントでよろしいですか。

○山澤委員

先ほど井口先生がおっしゃったことに関連するかもしれませんが、説明の問題ですけれども、私も今回の安全基準、原子炉のシステムの安全性が専門ではありませんので、個々に或いは全体として具体的にどれだけこれで安全性が担保できるのかということについて、専門的なコメントはできないんですけども、たぶん一般の住民の方々も同じだと思うんですね。これでどれだけ安全になったんですか、ということが分からないという状況だと思うんです。ですから、対策をいろいろと並べてあるんですけども、たぶんその効果の程度というのはかなり凸凹があって、ある部分は過剰にやっていて、ある部分は少し足りないといった部分がもしかしたらあるのかもしれない。或いは5年猶予が、当然それでも良いかもしれない部分はあるけれども、5年猶予しては駄目だという部分ももしかしたらあるのかもしれない。そういった点の判断が個々につきかねるところはありますので、本当であればストレステストというのが従来ありまして、あれは不幸なことに再稼働の口実のために使われてしまったということで、ちょっと悪名というか、あまり良いイメージを持たれてないですけども、本来はストレステストというのは全体のシステムの中でどこが弱いんですかというのを見つけ出して、脆弱性を抽出するというプロセスなんですよね、基本的に。だからそういった観点で見て、今回の対策として全体としてバランスがとれているのか、あるいはどの程度安全になっているのかについて、我々がどう理解したらいいのかもうちょっと説明がして欲しいな、と。それで先ほど井口先生がおっしゃったのは、5年猶予、この部分も5年猶予して良いんですかという、質問的な、説明して下さいというようなコメントだったと思うんですけども、全体について言えるのかなと。それで全体としてどれだけ安全になるのが、もうちょっと具体的なイメージが持てるような形になっているとありがたいかなと思います。

もう一つ、この専門部会の中で安田先生も何度がおっしゃっていたことだと思うんですけども、対策の合理性の問題だと思うんですね。やっぱり実際に事故が起こっている訳ですから、その事故が起こった状況を見て、何処が原因であったかやっぱり突き詰めなければいけないし、

我々がそれについて十分理解できていないという状況で、こういう対策をとられているというところはありますので、今回の対策についてやはり合理性、或いは効果的かどうかという判断を今後ずっと継続して見ていく必要があると、そういった視点を持つ必要があると。今回これで基準ができたからこれでおしまいですよ、というのではないという認識が必要かなと、いうふうに思っております。

○井口部会長

はい、ありがとうございます。安全性が向上したということの説明責任を果たすべきだということで、その1つの手段としては、ストレステストのような観点での、もう少し一般の市民、我々も含めてですけれども、安全性向上の判断ができるような何か説明責任を果たしていただきたいということと、あとは継続的に安全を監視するという意味では、安田先生がおっしゃったとおりで、そういう監視体制を国が責任を持って構築すべきであるという、そういうことでしょうか。

○安田委員

それと、それを担える人ですね。現場が分かっているが尚かつ全体像が分からないと駄目ですね。個別々々に対応する技術者はいると思うんですね。しっかりした防波堤を作る技術者、これはいらっしゃると思うんですが。しかし、それでも浸水した場合、どういうふうに原子炉や周辺設備に氾濫してどういう影響を及ぼすかになるとどうでしょうか。さらに、鋼材の劣化の場合は地震の外力で壊れるということだけでなく、強度の低下が生じ、それに作用する外力との関係と、こういった問題にもやはり知識をもって対応できる必要があると思います。

○井口部会長

はい、ありがとうございます。今回、新規制基準の条文についての善し悪しのパブコメなので、今のようなことについてはどれ位受け付けていただけるか分からないですけれども、とりあえず岐阜県として、今3つばかり出たと思いますけれども、2つですかね。1つは安田先生の、国が責任を持って監視体制を構築することと、それを担える人材の育成を是非お願いしたいということ。それから安全性の向上についてももう少し説明責任を果たしていただきたい。新規制基準を適用することによって、十分安全になっているということを我々一般国民が判断できるような説明責任を果たしていただきたいという、そういう付帯条項ですかね、そういうものを付けてパブコメで返すというのはいかがかと思います。

他にご意見ございませんでしょうか。

この点に関して、いわば新規制基準のパブコメとして岐阜県が返すものとしては何があることになるんですか。具体的に言うと、県の要望関連でいくつか挙がっておりますけれども、それについてコメントを付けて返すということですか。

○大脇原子力防災室長

今まで要望したものは、今回の基準（案）に概ね反映されておりますので、正に今日いただい

たご意見を参考にパブコメを出していきたいと考えております。

○井口部会長

はい、ということは、例えば5年間猶予と40年原則について、ちゃんと安全性が今の基準によって担保できていることの説明責任を果たして下さいという、そういうコメントなんですか。

○大脇原子力防災室長

はい。そういったことについて意見を出していくことになると思います。

○井口部会長

はい、あと先ほど言ったマネジメントというようなものの方法が分かるようにするというのと、それと監視体制ですね。その2つばかりを基準の中で分かるようにしていただきたいと、そういうことでいかがかと思えますけれども。

他に何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、一応本日予定しておりました議題は以上でございますけれども、何か全体を通してご意見等ございますでしょうか。今日は第1回目の原子力専門部会ですが、今後の議論の進め方等について何か忌憚のないご意見、あるいはご要望等ありましたらご発言いただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○宗宮委員

25年度の訓練はまだ未定でしょうか。引き続きやった方が、効果があるような気がするのです。

○石原危機管理統括監

今年度もやる予定でございますので、揖斐川町さんとはまた時期とか内容について相談させていただきたいと思えます。

○山澤委員

この会合、国の全体の動きについて結構高いところの位置で議論しているような印象が結構強いんですが、それも当然必要だと思いますけれども、一方で今回県の方で防災訓練をやられて、それからモニタリング等の計画、それから機器等の整備もやられていると、そういった具体的なことについて、ここで議論することが良いかは分かりませんが、県としてはそういった方針であるとか、あるいは具体的な中身、あるいは出てきた結果についてどういう評価をするかといった、そういった専門的な事項についてどのような形で進められようとしているのかについて、少し教えていただければ。あるいはこういった場でそういった部分の総括的なことを、私としてはやった方が良いのかなという気がするんですけども、いかがでしょうか。

○石原危機管理統括監

ありがとうございます。どちらかと言いますと国から示されてそれに対応する時にですね、専門的な見知から色々のご意見いただきたいということで開いていることが多かったんですが、今ご指摘ありましたように、県の進めている施策の説明ですとか、その評価、そういったことも大変大切な要素だと思いますので、今回計画策定と防災訓練の実施については冒頭ご報告させていただきましたけれども、それ以外に進めていることにつきましても、機会を見て俎上に上げさせていただきますと思います。またよろしく申し上げます。

○井口部会長

はい、他にいかがでしょうか。

冒頭に申しましたように、国の原子力防災については、もうちょっと時間をかけてやられるそうなので、逐次改定案が出てくると思います。それに応じて、岐阜県の方の具体策を作っていくというような、そういう作業が入るかだと思いますので、今後ともご協力お願いしたいと思います。

それでは、本日いただきましたご意見等については、事務局で整理していただいて、一度皆様に議事録としてご確認いただきたいと思います。また、次回の専門部会の開催につきましては、事務局と相談いたしまして、また皆様のご都合と合わせて決めたいと思っております。あと、その間は事務局の方で規制庁等とのパイプを強くされて、情報収集等を行っていただきますようよろしく申し上げます。

それでは、よろしいでしょうか。特にご意見ないようでしたら、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○大脇原子力防災室長

以上をもちまして、平成25年度の第1回目の専門部会を終了させていただきます。長時間、熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。